

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年4月19日(2024.4.19)

【公開番号】特開2023-155066(P2023-155066A)

【公開日】令和5年10月20日(2023.10.20)

【年通号数】公開公報(特許)2023-198

【出願番号】特願2022-64814(P2022-64814)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 322

A 63 F 7/02 305 A

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月11日(2024.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流通する領域が設けられる遊技盤を備えた遊技機であって、

前記遊技盤は、後部材および前部材が組み合わさって遊技球の流路を構成する特定流路部を有し、

前記前部材は、遊技球の流下態様に影響を及ぼしうるように後面から後方に突出して形成された凸部と、前記凸部が形成される前記後面とは反対側の前面に形成された凹部を設け、

正面視で前記凹部および前記凸部に重なるように所定の前装飾部が配置され、

所定の発光部からの光で前記凸部と前記凹部を照射可能であり、

前記前装飾部は、少なくとも正面視で前記凸部と重なる大きさを有するシール体であり、前記特定流路部を構成する前記後部材および前記前部材は、透明な部材によって形成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

30

パチンコ機のような遊技機では、遊技する遊技機として遊技者に選択させ易くするために、大きな装飾体を設けて遊技者に対する訴求力を高めるようにしたものが提案されている（特許文献1）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

40

50

しかしながら、特許文献1のような従来の遊技機では、大きな装飾体により初めのインパクトが高い分、遊技者によっては早期に見慣れてしまい、遊技する遊技機として選択され難くなってしまう恐れがあった。また、大きな装飾体は製造コストが高くなる上に、重量が重くなることから装飾体を設けるための補強が必要となり、遊技機にかかるコストが増加する問題があった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2016-154728号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、これまでにない装飾により遊技者に対する訴求力を高めつつ軽量化することが可能な装飾を備えた遊技機の提供を課題とするものである。

10

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の請求項1は、

「遊技球が流通する領域が設けられる遊技盤を備えた遊技機であって、

前記遊技盤は、後部材および前部材が組み合わさって遊技球の流路を構成する特定流路部を有し、

前記前部材は、遊技球の流下様に影響を及ぼしうるように後面から後方に突出して形成された凸部と、前記凸部が形成される前記後面とは反対側の前面に形成された凹部を設け

20

正面視で前記凹部および前記凸部に重なるように所定の前装飾部が配置され、

所定の発光部からの光で前記凸部と前記凹部を照射可能であり、

前記前装飾部は、少なくとも正面視で前記凸部と重なる大きさを有するシール体であり、前記特定流路部を構成する前記後部材および前記前部材は、透明な部材によって形成されている

ことを特徴とする遊技機。」である。

40

また、本発明とは別の発明として、以下の手段を例示する。

手段1：

遊技領域を流下した遊技球が入球可能な入賞口と、前記遊技領域を流下した遊技球が入球可能なアウト口とを有する遊技盤を備えた遊技機であって、

前記アウト口として、少なくとも第一アウト口と第二アウト口とが設けられ、

前記遊技盤には、前記第一アウト口に対応する第一アウト表記と、前記第二アウト口に対応する第二アウト表記とが設けられており、

前記第一アウト表記と前記第二アウト表記は、異なる向きで設けられており、

前記アウト口を通過した遊技球は計数される

ことを特徴とする。

50

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 4】

このように、本発明によれば、これまでにない装飾により遊技者に対する訴求力を高めつつ軽量化することが可能な装飾を備えた遊技機を提供することができる。

10

20

30

40

50